

請負契約約款と 共通仕様書改定

国土交通省は、設計・施工一括など多様な発注方式の本格導入に向けて、工事請負契約約款や共通仕様書の見直しに着手する。従来の設計・施工分離発注方式と比べて、受発注者間のリスク分担や入札時点での提示条件が明確でない面があるため、これらを最適に設定する必要がある。検討に当たっては、法律の専門家などを交えた組織を立ち上げることも視野に入れている。

適正なリスク分担検討

設計施工一括方式は、1997年度から試行を始め、2001年度には試行を拡大し、06年度までに89件の同省置轉工事で試行した。

め、後戻りが少ない」などは、受発注者双方で主張が異なるといった問題も発生している。例えば、「入札時の推定地盤と現場の不一致で構造変更となった」といった受注後、入札条件としては明示していなかった」といった事例でも、発注者側が「標準案として明示しており、変更対象外」、受注者側は「条件として明

うち63件を対象に国交省がアンケート調査した結果では、発注担当者からは、発注者側が「契約対象」と意見が分かれていて、受注者リスクとなっている。計段階で「入札時条件との調査による条件変更で示していないので変更対象」の整合性の確認など設計の承諾・確認に手間がかかる。

「設計と施工が同一年度」
「通常複数の設計と施
工や上下部工の発注手続
きが1回の手続きで終わ
ったため負担は減った」

「設計の変更時
に、契約額の変更対象と
するかどうかについて受
注者側との協議が増加し
た」といった事務作業の
増加も、変更対象外」と認
識しているのに対し、受
注者側は「入札時に予見
不可能であり変更対象」
と主張している。

16日に開かれた「直轄
事業の建設生産システム
における発注者責任に関
する懇談会」の品質確保
専門部会(部長・福田昌

に実施され、田澤な作業で負担が減った」「現場で負担が増える声もあった。また、一発注者の設計（標準系）では落下物防止柵を計上していたが、

史高知工科大客員教授では、委員の小澤・雅東、大学院工学系研究科教授が「設計・施工一括方式は試行を始めて10年がたつので、そろそろ本格的に導入すべき」と述べた上で、「そのためにもしリスク分担のあり方について、請負契約款や共通仕様書を含めて考えていく必要がある。この問題を解決しなければいずれの多様な発注方式も本格化できない」と指摘した。

この指摘に対して、国交省の前川秀和副所長技術調査課長は「受発注者がサイン・ウイズの関係になるようリスク分担を検討し、必要に応じて工事請負契約款や共通仕様書を見直したい」とこたえ、その検討の場として、

品康確保専門部会が専門家を交えた新たな組織を活用する考えを示唆した。

工事請負契約款については、同省直轄工事の工事請負契約款だけを対象に見直しを検討するのか、公共工事標準請負契約款を対象とするのかは未定。また、公共工

事標準請負契約款の見直しは、既に、中央建設業審議会での審議事項となる。多様な発注方式の活用は、国だけでなく、地方自治体にも求められておられ、その普及状況によっては将来的に公共工事標準請負契約款の見直しが迫られる可能性もある。

19年